

団体の長 殿

茨 城 労 働 局 長
(公 印 省 略)

令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成 29 年から「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各団体の皆様と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和 7 年 6 月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年 1 年間の全国における熱中症の発生状況（令和 7 年 12 月末速報値）をみますと、死亡を含む休業 4 日以上の子傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっています。死亡者数は減少したものの、子傷者数は前年比約 4 割の大幅な増加となっており、業種別では、製造業 337 人、建設業 278 人、商業 221 人、運送業 201 人、警備業 186 人となっており、子傷者数については全体の約 4 割が建設業と製造業で発生している状況です。また、死亡者数は建設業が最も多く、警備業が続いています。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られています。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定したところです。

近年は茨城県内においても熱中症による労働災害が多く発生しており、令和 7 年は死亡災害はありませんでしたが、令和 4 年から令和 6 年までにかけ 3 年連続で死亡災害が発生していました。また、令和 7 年の休業 4 日以上の子傷について、過去最多となる 46 人であったことを踏まえると、大変憂慮すべき状況となっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、別添のとおり令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとし、特に、①湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係業者への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置いた取組の徹底を図っています。

つきましては、貴殿傘下の関係事業者の皆様に対し、本キャンペーン及びガイドラインを周知いただき、4 月の準備期間を含め職場の熱中症予防対策に取り組んでいただきますよう併せてお願いいたします。